



公契約条例(法)制定で  
地域での「好循環」実現を

# はじめに

「公契約」とは、国や地方自治体の事業（工事、サービス、物品調達等）を民間企業等に発注・委託する際に結ぶ契約のことです。具体例として、施設の建設工事、公共施設管理・運営、清掃、保育園、病院医療事務、学校給食、学童クラブ、窓口業務、生活相談支援、介護・障がい者福祉施設、情報管理等、私たちの生活に密着する多くの事業が、「公契約」として民間委託の対象となっています。

「公契約条例（法）」とは、自治体が発注する公共工事・業務委託等に従事する従事者の賃金・労務報酬下限額を設定し、下限額以上の支払い義務など自治体・受注者の責任等を契約事項に加えることを定めた条例で、ILO（国際労働機関）第94号条約に基づいています。

建設業では、現場施工を担う技能者不足・担い手確保が業界全体の共通課題となっています。その主な要因は、低賃金・長時間労働・休日が少ないことなど、労働条件・作業環境が厳しいことにあります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、建設現場従事者を含め私たちの日常生活に必要な仕事を担う従事者（エッセンシャルワーカー）の存在が注目されています。エッセンシャルワーカーである現場従事者の処遇を守り、ダンピング受注を排除し、新型コロナで注目されているSDGs（持続可能な開発目標）、労働施策総合推進法等を地域の政策に取り入れて地域の活性化を図っていくために、公契約条例（法）の重要性を地域で認識・共有していくことが必要です。

## 1 公契約条例（法）の主な目的と効果など

### 事業者

低賃金労働を背景としたダンピング受注、低価格入札・過当競争を無くし公正競争を実現することで、いわゆるペーパーカンパニー等を排除し、健全な経営をしている事業者が適正な利潤を確保して、地域に根ざした事業経営ができるようになります。

### 従事者

熟練従事者の賃金・労務報酬水準が下支えされ、適正な労働条件の確保、雇用の維持・安定の実現、地域の賃金水準の相場が守られます。※多くの公契約条例制定自治体では、一人親方（個人請負者）も対象とされています。

### 住民

公共サービスの品質確保・向上により、安心・安全な生活が送れ、住民の福祉向上、地域経済が活性化され、住みやすいまちづくり等に繋がります。

### 自治体

公共事業の品質確保、良好な公共サービスの提供、活力ある地域社会の実現等が可能になり、職員のモチベーションアップにも繋がります。住民の定住化・雇用の安定化による納税の確保、地元事業者の健全な事業経営等によるサービスの質の向上、地元建設業者・職人の育成による地域防災・減災の強化、地域経済が発展することで税収の増加等も見込まれます。

## 審議会の設置

公契約条例が制定された多くの自治体では、政労使・学識経験者で構成される「審議会」が設置され、報酬下限額、条例運営全般を中心に、公共サービスの品質確保・向上、地域経済の発展等につながる活発な議論が行われています。

以上のように…

**公契約条例(法)は、地域での「好循環」を生み出すことが期待できる条例(法)です。**

## 2 公契約条例(法)による「好循環」のイメージ図

### 公契約条例(法)とは…

国・自治体が発注する公共工事、委託業務などに従事する労働者の賃金(報酬)や受注者の責任等を契約事項に加えた契約のことで、労働者の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質を向上し、地域経済や地域社会を活性化することを目指すものです。また、経営者にとっても、公正な競争機会の確保のメリットがあります。



## ※東京都多摩市公契約条例の手引きより抜粋

本条例の目的は、市長及び受注者が相互に対等平等な関係にあることを、指定管理協定にあっては市長等及び受注者が共同して公の施設の管理の責任を負うことを前提として、両者が協力、共同して公契約条例に規定するそれぞれの責務を果たし、市が締結する請負契約に基づく業務及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件を確保し、もって労働者の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することである。

## 3 ILO第94号条約とは(1949年制定・批准有効国62カ国※2021年現在)

### ◆ ILO(国際労働機関)第94号条約第2条第1項

「この条約の適用をうける契約は、当該労働が行われる地方において関係ある職業又は産業における同一性質の労働に対し次のものにより定められているものに劣らない有利な賃金(手当を含む。)、労働時間その他の労働条件を関係労働者に確保する条項を包含しなければならない。」

### ◆ 目的

- ①入札者の間で、労働コストが競争の一要素として使われないようにすること。
- ②公契約が賃金・労働条件の切り下げ圧力にならないようにすること。

### ◆ 条約の背景の考え方

- ①公の機関は、公共工事や公共サービスの発注にあたり、これらの業務の遂行に係る労働条件に配慮すべきである。
- ②政府・公共団体は、モデル雇用主(発注者)として模範であるべきである。

## 4 ILO94号条約型の公契約条例(法)とは

発注者(自治体)と受注者が取り交わす契約条項に、労働条件(下限報酬額等)や下請との連帯責任での下限額の支払い義務を設ける。

→「第三者(この場合は従事者)のためにする契約」(民法537条)



## 公契約条例(法)のポイント

- ①公権力的規制ではなく、契約原理による発注者(自治体)と受注者の合意を前提として、受注者の決定・判断に基づき受注者の義務が発生することであり、受注者の営業の自由を犯すものではないこと。
- ②「第三者のためにする契約」(民法537条)を活用することで、受注者と受注関係者の義務として、従事者に対する賃金下限額以上の支払い義務を課し、下請事業者の賃金支払い義務について連帯責任を負うことを規定し、就労者が受注者に対して民事上の権利として、賃金下限額以上の賃金支払いを請求(賃金差額請求権)できること。

## 公契約条例での条文例(東京都多摩市公契約条例)

第6条 市長等は、公契約等において、受注者及び受注関係者が、労働者等(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条に規定する者を除く。)に対し、市長が定める額(以下「労務報酬下限額」という。)以上の賃金等を支払わなければならないことを定めるものとする。

第8条 請負契約にあつては市長及び受注者が相互に対等平等な関係にあることを、指定管理協定にあつては市長等及び受注者が共同して公の施設の管理の責任を負うことを前提として、両者が協力、共同して第1条の目的を実現し、第3条及び第4条に規定するそれぞれの責務を果たすため、第6条第1項に規定するもののほか、公契約等において別表に規定する事項を定めるものとする。

### 別表(第8条関係)※抜粋

#### 受注者の連帯責任

受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者は当該受注関係者と連帯して支払う義務を負うこと。

#### 公契約等の解除

市長等は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公契約等を解除する(当該公契約等が指定管理協定であるときは、当該指定管理協定に関する公の施設の管理の指定を取消し、又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。)ことができること。

## アメリカでは「デービス・ベーコン法」が制定されています

アメリカでは1931年に「デービス・ベーコン法」が制定され、公共工事(2000ドル以上)を受注する建設会社に対して、基準賃金以上の賃金等を技能労働者に支払うことを義務付けています。

## 5 公契約条例制定自治体での特徴など

### ◆ 工事における重層下請の改善

審議会で条例対象工事現場の施工体制の調査結果が公表され、下請は原則2次下請までとなり3次下請が減少、重層下請の改善傾向が伺える(東京都多摩市)。

### ◆ 適正な工期・工程に寄与

元請の現場監督から、熟練職人が集まることで工期・工程がスムーズに進捗しているとの意見(神奈川県川崎市)。

### ◆ 地元雇用拡大の効果

「市内の住民の雇用確保が確実に増えている実感があるので、地域経済の活性化にはつながっていると感じている」との事業者からの意見(東京都多摩市)。

### ◆ 適正工期による発注、予定価格・落札率の向上効果

### ◆ 業務委託・指定管理従事者、臨時職員等の賃金底上げ効果

### ◆ 業務委託・指定管理での職種別報酬下限額の設定 (野田市、足立区、千代田区、多摩市など)

### ◆ 地元雇用拡大の効果

賃金条項型、理念型それぞれ多くの自治体で、従事者の対象範囲に一人親方(個人請負者)も含まれています。

### ◆ 条例に付随した施策などの条文等への明記

- ・行政(発注者)と受注者との対等平等な立場(新宿区、杉並区、日野市等)
- ・適正な積算(国分寺市、日野市等)
- ・法定福利費の明示、社会保険加入確認等(我孫子市、越谷市、千代田区、目黒区等)
- ・地域業者の活用(越谷市、目黒区、新宿区、杉並区、日野市等)
- ・継続雇用、社会的価値の向上を目的とした雇用促進(越谷市、杉並区、国分寺市等)

### ◆ 自治体によるアンケートの実施

条例制定自治体では、事業者や従事者に対して、条例の効果などに関する定期的なアンケートを実施している自治体もあります(多摩市、千代田区、足立区、川崎市、厚木市、我孫子市、豊川市、直方市等)。

### ◆ 審議会で条例運用と併せて入札制度、地域振興等も含めた議論も行われる

### ◆ 審議会の答申書への付帯意見等の明記(一例)

- ・入札制度の見直し、受注者が適正価格で落札できる仕組みの検討
- ・建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及
- ・対象範囲の拡大
- ・新・担い手3法への対応、週休2日実現のための適正工期確保

## 6 「好循環」の実現には、各自治体の実情に応じた実効性のある条例制定が必要です

公契約条例(法)の制定とその内容は、当該自治体の実情や課題、行政、議会、関係業界団体や労組等の諸団体、住民の理解や連携等の到達度により異なります。地域の公共工事や民間委託業務、指定管理者制度の実態、積算・発注、入札・落札における課題等を整理して、公契約の適正化について関係者の理解と合意を広げ、要求と個別具体的な対応策(仕組み・推進体制等)を考え、地域における関係者との共同により実効性のある公契約条例制定が必要です。

特に、経営者団体、自治体担当者の理解と協力が不可欠であり、地域の元請建設業者・専門工事業者団体には、公正な競争環境整備による将来を見据えた建設業の持続的発展の観点で連携、自治体担当者には予算、業務量増などへの懸念に対する丁寧な説明と理解が重要となります。

公契約条例(法)の制定が、事業者の一方的規制ではなく、施工能力を持たずに短期的利益に固執する低入札業者(ダンピング)の排除により、適正な賃金(労務費)・法定福利費、安全経費等の必要経費が確保され、適正な工期・工程による発注・受注で適正利潤の確保、雇用の安定化等につながることで、施工・公共サービス品質の確保や入札契約制度の改善にもつながる基礎となることなど、事業者の利益にもつながることへの十分な理解を広げていくことが必要です。

## 7 公契約法の制定に向けて…国と地域での両輪の運動・取り組みを進めています

全建総連は公契約法制定をめざして運動を進めています。政府、議会、関係団体、国民の理解が広がらなければ、法律制定は容易には実現できません。各自治体での公契約条例制定自治体の拡大、地方議会から制定を求める意見書採択等、地域からの理解と実績を結集して、国会議員、国交省、厚労省、関係団体等への働きかけを継続し、地域と国の両輪の運動を進め、国での公契約法制定に向けて取り組んでいます。

## 8 公契約条例(法)は…

従事する就労者の労働条件の下支えだけでなく、公共施設・サービスの品質確保・向上、ダンピング受注の排除、発注・積算・入札制度の改善など、地域経済の発展に繋がる「好循環」を目指す条例(法)です。



全国建設労働組合総連合(全建総連)賃金対策部

〒169-8650 東京都新宿区高田馬場2-7-15

電話:03-3200-6221 FAX:03-3209-0538

URL:<http://www.zenkenoren.org/> E-mail:[chingin@zenkenoren.org](mailto:chingin@zenkenoren.org)